

## ソーシャル・キャピタルと実践的倫理学

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-10-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 寛 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00006783">https://doi.org/10.14945/00006783</a>

# ソーシャル・キャピタルと実践的倫理学

吉田 寛

## 序

本稿の目的は、近年社会諸科学で注目を浴びている「ソーシャル・キャピタル」概念の検討を通じて、実践的な倫理学のあり方を探ることである。

大学や学問の社会貢献が求められる昨今、倫理学に対しても、生命倫理学や情報倫理学など社会の実際的な問題に対して実効的な結果の出せるタイプの研究や教育が求められる機会が増えてきた。では実践的な倫理学とはどのようなタイプの思考であり、またどのような思考であるべきなのだろうか。本稿は、こうした問題について、社会における規範的、倫理的要素へのユニークなアプローチであるソーシャル・キャピタル論を検討しつつ、模索したい。

従来倫理学における主流は、カント倫理学や功利主義などに代表される、理論的倫理学であった。この思考は、典型的には次のように特徴づけることができるだろう。すなわち、まず人間性なるものを一般的に措定し、そこから「善い行為」「善い生」を一般的に定義するための倫理的原理を導こうとするのである。補助的な手がかりとして個別的な事例を参照するとしても、本質的には原理を求める思考である。

これに対して実践的な倫理学とは、一般的な原理の評価や整理よりも、むしろまず個人ないし社会における実際的な問題の解を求めるタイプの思考である。たとえば環境倫理学においては、倫理学的原理が顧みられないわけではないが、その思考の主たる目的は、社会がいま直面している実際的な環境の問題に対して、何らかの実質的な貢献をなすことである。われわれが現実には直面している状況は、常に個別的なものである。つまり、実践的な倫理学とは、問題の背後に一般的特徴や問題構造をどう見出し、どう一般的原理を用いるかはともかく、一般的な原理ではなく、個別的で実際的な状況を目指す思考であると特徴づけることができる。

実践的な倫理学は、従来理論的な倫理学に比して軽視されてきたが、近年急速にその必要性が社会的に認められつつある。たとえば、現在の日本の大学における倫理学に関連する授業のかなりのものが、従来の理論的な倫理学から、生命倫理学や技術者倫理などの種々の実践的な倫理学へとシフトしている。だが、実践的な倫理学にとって、そのあるべき姿は、現在のところ確立されているとはいえない。個別的な状況を志向するこの思考において、どのような有効な学問的思考、実践的研究が成り立ち得るのかは、解明されているとはいえない状況である。

ソーシャル・キャピタル論は、市民的徳、規範や共感の社会的な共有など、古代からしばしば実践を志向する倫理学が取り上げてきた概念に対して、主として社会科学の枠組みにおいて興味深いアプローチを提起している。次節以降で、すでに政策や経営を通して研究の枠を越えて社会的影響力を持ち始めているソーシャル・キャピタル論を、実践的な倫理学のありようを求める立場から批判的に検討していく。すなわち、ソーシャル・キャピタル論の持つ問いと答えの構造に注目しつつ、批判的な「ソーシャル・キャピタル論・論」を展開する。そしてこの作業を通じて、実践的な倫理学的思考のある可能性について模索したい。

## 一 ソーシャル・キャピタルと倫理

「ソーシャル・キャピタル」という言葉は、社会学者R・パトナムの議論によって、社会諸科学で急速に広く注目されるようになってきた。パトナムは、ソーシャル・キャピタルブームを巻き起こした有名な著作『哲学する民主主義』<sup>1</sup>において、次のように議論を起す。「民主的な政府がうまくいったり、また失敗したりするのはなぜか。」

そして、七〇年代に成立したイタリア北部諸州と南部諸州の制度、ネットワーク、市民性などを社会学的に比較した結果、民主主義的システムを機能させるには、市民に共有された信頼や規範からなる互酬的なネットワークが重要であることを指摘した。パトナムは、これらの制度やシステムを機能させる要素を、「ソーシャル・キャピタル（社会資本）」という概念で捉えて評価する。

「（イタリア北部諸州と南部諸州の）これらの対照的な社会的文脈は新しい制度の機能に影響を与えた。（中略）一部の州群は他の州群よりも制度の成功度が一貫して高いことを示した。ほぼ例外なく、社会的文脈が市民的であればあるほど、政府のパフォーマンスは良好となる。（中略）一九八〇年までに、北部はまた、物的資本、人的資本の点で長足の進歩を達成した。そうした北部の優位は、長年にわたる北イタリアの社会資本（ソーシャル・キャピタル）の優勢が強めたところであり、またある程度まで豊かな社会資本によって説明される。」

確かに、社会の構成員相互に信頼関係が成立しており、自発的な参加や協力が成り立っているほど、民主主義的諸制度はうまく機能するように思われる。ソーシャル・キャピタル論は、この点について、どのタイプのどの程度の信頼やネットワークがどの程度の効果を生むのかを、個別的事象に則して、あるいは一般的知見として、社会科学的に説明しようとする。

現在、ソーシャル・キャピタル論は、パトナムが論議を提起した社会学、政治学の領域を越えて、政策に関わる社会諸科学を中心として、さまざまな分野に広がっている。経済学においては、たとえばソーシャル・キャピタルの形成が地域経済に与える正の影響の可能性が指摘されており、またいわゆる「市場の失敗」を補うものとして期待されている。これを受けて、OECDや世界銀行ではソーシャル・キャピタルに注目した政策が打ち出されている<sup>3</sup>。近年、わが国で特にこの概念が注目されているのは、「まちづくり」「地域ガバナンス」などの領域であろう。筆者の居住する浜松市においても、企画課などを中心に「ソーシャル・キャピタルの育成」をうたい文句にした市民参加の企画が立てられている<sup>4</sup>。その他、多くの分野において、ソーシャル・キャピタルは新たな公共空間のデザイン・運営を成功させる新たなカギとして熱い期待を受けているのである<sup>5</sup>。

定義について見てみよう。「ソーシャル・キャピタル」について『哲学する民主主義』のパトナムは以下のように定義する。「(社会資本とは、)調整された諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴<sup>6</sup>」である。二〇〇一年に出版された『孤独なボウリング』(Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community)では、次のように説明しなおしている。「物的資本は物理的対象を、人的資本は個人の特性を指すものだが、社会関係資本 (social capital) が指し示しているのは個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびそこから生じる互酬性と信頼性の規範である<sup>7</sup>。」

従来から、またさらにソーシャル・キャピタル論が盛んになるにつれて、「ソーシャル・キャピタル」概念について、他にもさまざまな角度から定義が与えられてきた。「信頼」や「市民性」を個人的態度ないし徳として個人に則して捉えるものもあれば、「組合」や「クラブ」などの社会的ネットワークという社会調査の比較的容易な次元でアプローチするもの、あるいはよりマクロな観点でその社会で築かれてきた「伝統」や「文化」をソーシャル・キャピ

タルとして捉えようとするものがある。また、ソーシャル・キャピタル概念の本質的要素であるとされる人間関係の互酬性についても、その基盤を共感や徳といった利己的とは言えない動機に帰するものもあれば、市場であれ社会生活においてであれ、ある程度長期的なビジョンにおける共存・共栄のような利己的戦略に帰するものもある。

以上のように、ソーシャル・キャピタルにはさまざまな理解・認識が存在するが、どのような次元、どのような角度で捉えようと、制度や社会システムをうまく機能させるためにはメンバー相互の信頼関係や直接的な利己性をもたない規範行動がなければならぬという基本的な理解は共通していると言えるだろう。

パトナムは、この思想の直接のルーツを、一九世紀にアメリカの民主主義を支える市民的連帯を高く評価した、フランスのジャーナリスト、A・トクヴィルに求めている。同時に、パトナムは、マキャベリの共和主義やヒュームにおける共感原理などの近代の倫理学、社会思想、政治学などにも、同じタイプの思想があると言う。また、制度を支え、ガバナンスを実現するこうした市民的徳の評価は、しばしばアリストテレス『ニコマコス倫理学』における「フイリア」やプラトンの『国家』における「魂への配慮」の思想にまでさかのぼるとされる。ソーシャル・キャピタル論は、思想的に政治哲学や倫理学をルーツの一つとする思考なのである。

こうして、ソーシャル・キャピタル論は、倫理学の観点から見れば、倫理学が伝統的に取り扱ってきた規範や徳などの倫理を、社会科学的手法によって、実践的な観点から再評価しようとする一つの試みであると思えることができる。だからこそ、ソーシャル・キャピタル論は、実践的倫理学とは重なる方向性や要素を有しているのである。では、ソーシャル・キャピタル論と同様に社会の実際の問題に対して規範的側面を検討することで貢献していこうとする実践的倫理学にとって、ソーシャル・キャピタル論から逆に学びうるのは、いかなる面か。

## 二 「語られざるもの」への注目

ソーシャル・キャピタル論は、倫理学の扱ってきたもの、すなわち「徳」や「規範」などを、社会形成に大きな効果をもたらす不可欠のファクターとして評価し、その内実や効果のメカニズムについて、機能的観点から焦点を当てていこうとする試みである。

従来、一部の理念的な社会論や運動的・活動的な社会学を除くと、経済システムを論じる経済学や政治制度を論じる政治学の内側に倫理学の余地はなかった。倫理学の扱う「徳」や「規範」のような主観性の強く測定困難なファクターはできるだけ排除し、計測可能なシステムとしての「市場」やモデルやゲームとして形式的な取り扱いの可能な「政治制度」を対象としたアプローチが、政策や経営への貢献を志向した社会科学の主流であった<sup>10</sup>。そこでは、倫理学は、社会制度やシステムに目的や価値を与えるという仕方、制度やシステムの問題の外部に置かれ、システムやゲーム内部の問題に関わる議論とは見なされなかったのである。そして実際には、学問の専門分化に伴い、いつしか経済成長や政治的安定が評価の最終基準とされると、その制度やシステムの効率的運用やその中のプレーヤーの戦略が話題にされるとしても、その制度やシステム自体の倫理的価値が制度やシステムの中の問題とリンクして問われることは少なくなっていた。

パトナムによれば、従来の社会科学では、制度やシステムに関する議論こそが「科学的」とされ、それ以外の人間の内面に関わるファクターや人によって不均一な要素をそれとして扱うことについては非科学的態度として遠ざけられてきたのである。確かに、人間の内面や均一化しにくい要素については検証することが難しく、実証的、客観的な

知を目指す以上、その知の体系から、信頼や規範など人間の内面に存しており、制度や文書などの形で表現されていない、「不可視の」ファクターをできるだけ排除しようとしたことは理解できる。こうして政治学や経済学は、いわば倫理学や哲学などの人文的要素を自らの学問体系の外に追いやることで、理論的で体系的な政策科学としての体裁を整え、社会に貢献できる実践的な学としての地位を築いてきた面がある。

パトナムは自らのアプローチと対比しつつ、制度を抽象的な次元で見ようとする近年の観点を批判している。彼は、現代の制度論の代表として「新制度論」を取り上げ、次のように特徴づける。

「制度は、古典古代の時代より政治学にとって変わることはない関心事であった。だが最近に至って、「新制度論」という名の下に制度研究は新たな活況を呈し、多くの政治学者が創造力豊かに制度の問題に理論的に取り組むようになってきた。ゲーム理論や合理選択モデルが使われ、制度は「広範な形態のゲーム」とみなされ、そこではアクターの行動はゲームのルールにより構造化される。組織の理論家は、制度的役割・慣例、象徴、職務を強調してきた」<sup>11</sup>。

そして、新制度論者たちが無視してきた点を、自らが注目する点として強調する。すなわち、「実際の制度パフォーマンスは、制度が作動する社会的文脈によって創生される」という点である。同じ制度でも、どのような社会的文脈におかれるかによって、そのパフォーマンスには大きく差が出るというのが、パトナムの主張なのである。こうして、ゲームとしての制度やシステムにばかり目を向けてきた従来のアプローチに対して、パトナムが自らの立場を対置して、そこで無視され「語られなかった」要素に目を向けようとしていることは明らかであろう。

パトナムが指摘したように、制度やシステムのような「見える」ファクターにのみ着目するようなアプローチでは、なぜある制度がある時代のある地域では成功し、ある制度が他の時代の地域では失敗するのかという問題に対して、確かに説明の可能性を失ってしまうだろう。パトナムが、イタリアにおける北部と南部の州政府の比較によって「ソ



「ソーシャル・キャピタル」概念を導入したのは、制度外の要素であるソーシャル・キャピタルがこの点を説明するからであった。ソーシャル・キャピタル論のインパクトは、まずこの点の説明力であろう。ソーシャル・キャピタル論は、「語られなかった」倫理的・規範的ファクターを説明に導入することで、実効性を求めるといふ政策科学と同じ土俵の上で、より大きな説明力を提示して見せたのである。

「ソーシャル・キャピタル」概念導入の動機は別の面からも説明される。社会諸科学においては、制度やシステムだけでは解決できない困難な問題があることが知られてきた。ゲーム理論において、いわゆる「集合行為のジレンマ」と言われている問題である。たとえば、パトナムも例として取り上げている「共有地の悲劇」として知られるジレンマでは、次のような自滅的な行動の可能性が知られている。すなわち、共有地を利用する牧夫たちの間に相互の信頼関係がないとすると、どの牧夫も自他の家畜が草を食むことを制限できない。そして、結局その共有地に依存している牧夫たちは、自分たちの共有資源である放牧地を消費し尽くしてしまうというものである。<sup>12</sup>これに類したジレンマは現代社会を支える主要なシステムである市場システムや民主主義制度にも見られ、このジレンマの克服は経済学、政治学上の主要な課題の一つとなっている。<sup>13</sup>ソーシャル・キャピタル論は、こうした問題に対して、制度やシステム自体の修正や変革といった「見えやすい」ハード的なアプローチに対して、「見えにくい」人間のメンタルな部分に注目する「ソフト的な解」で対応しようとする画期的アプローチであると見なされ、この点でも高い注目を受けているのである。<sup>14</sup>

実践的な倫理学もまた、このような角度から成果を生みだすことが社会的に期待されている。すなわち、法や技術によって解決できない、あるいは法や技術による解決に訴えることが社会的コストを増大させてしまうタイプの問題に対して、それをソフト的に解決する手段としての倫理的ファクターについて、具体的内実やそれを生かした解を提

示することが実践的な倫理学にも求められているのである。そこにはソーシャル・キャピタル論と共通する次のような認識がある。すなわち、「徳」や「規範」といった倫理的なものは、法や技術のように社会的に輪郭のはっきりとしたものとして捉え難いものであるが、これらのハード的ファクターと相まって社会を機能させる上で大きな役割を果たすファクターであるというものである。

たとえば、高度に分化した専門領域における専門家による判断や行為について、法や制度などハード的なファクターのみでは、その誠実性や社会的妥当性を確保することは非常に難しいと考えられている。これにはつぎの事情がある。すなわち専門的判断の内実については、その判断が専門的であればあるほどその専門家でないとは理解できないという構造がある。したがって、その専門領域に通じてはいない法律家や政治家、市民では、その専門家による判断や行為の妥当性について十分に審判することは困難なのである。また、その技術や知識に長けている専門家に対して技術的に制限をかけることは専門家ならぬ他の誰にも困難な点がある。そこで、例えば医師や会計士、建築などの専門職に関しては、彼ら自身あるいは専門職集団の自律的な倫理が求められるのである。ここに、専門職倫理というソフト的な解を提案する思考として、医療倫理学や技術者倫理学などの実践的な倫理学が求められているのである。

こうして、実践的倫理学は、「語られざるもの」への注目というソーシャル・キャピタル論と同様の性格を持つことがわかる。実践的倫理学にも、制度やシステムなどのハード的な措置では対応できない社会的問題に対して、徳や規範などの明示的ではないソフト的ファクターがどのように有効に機能しうるのか、問題解決に貢献しうるのかを提示・提案することが期待されているのである。実践的倫理学にはまず、ソーシャル・キャピタル論と並行ないし協力して、これに添えていくという課題があろう。

### 三 倫理学の区分と問題内在性

上述のようにソーシャル・キャピタル論は、制度化、システム化の難しいものに目を向けてそれを議論に組み込むが、このことは、直面している実際の問題の個性を引き受けるといことにつながる。ソーシャル・キャピタル論は、個別的な状況を無視して制度やシステムの一般的理想形態の解明に終始する、またはそれのみをもって個別的问题を取りさばくというタイプの思考を批判して成立した。パトナムのソーシャル・キャピタル論は、伝統や文化などの社会的文脈が、制度やシステム運営に強く影響し、社会にとって決定的な意味を持つという主張をコアとしており、しかもそれらの文化や伝統などの要素は、その地域・その時代によってそれぞれ強い個性を持つものなのである。

実際、パトナムが「ソーシャル・キャピタル」概念を提示したのはイタリア社会の地域研究<sup>15</sup>においてであり、そのパトナムがしばしば依拠するトクヴェイルの著作もまた、ある特定の時代におけるアメリカ社会の観察から生まれたものであった。ソーシャル・キャピタル論は現在、「まちづくり」や「地域ガバナンス」の分野で注目され、これらの分野での研究や政策において急速な導入が進んでいる。それは、ソーシャル・キャピタル論の持つこうした個性への注目という性格によるところが大きいだろう。

こうした個性への注目は、問題内在的な観点から解をさぐるという姿勢に連動している。従来、一般的原理を求める思考においては、その地域における歴史や伝統などの個性は、いわば制度やシステムにおける不純物として最終的には捨象されるべきものであった。そうした態度によって、多くの社会が標準化され均一化されてきたのが「近代」であったと言えるだろう。これに対してソーシャル・キャピタル論は、その社会ごとの伝統や文化などの個

別性を、すなわち社会ごとの人々の多様な暮らしぶりを、その社会がより善いものとなるための本質的なファクターとして重視する。それは、ソーシャル・キャピタル論が、理想的な制度やシステムといった一般的解の抽出を目指しているのではなくて、その地域その社会が直面する実際的问题をその当事者の目線に立って解決し、状況を改善させようという態度から生まれる思考だからであろう。

ソーシャル・キャピタル論の視点が持つこのような性格を、問題内在性として積極的に評価したい。直面する個別的问题に対してそこから一般的な原理を抽象・帰納しようとするのではなく、また指定された一般原理を個別的な問題に対していわば外部から演繹的に適用しようとする思考でもなく、いわば問題内部からその個別性に注意しつつ解を探るという態度である。この問題内在性こそが、実践的倫理学のありようを考えると、ソーシャル・キャピタル論において筆者が最も注目したい特色である。

上の議論を手がかりに、序でも多少触れた区別をさらに精密化して、倫理学を三つのタイプに分けることができるだろう。まず一般的な原理を求める理論的な倫理学の伝統がある。そして、これに対して実際の問題を解決しようとする実践的な倫理学が対置されるだろう。さらに、この実践的な倫理学においても、一般的な原理を問題の外部から適用しようとする応用的な倫理学（以後、第二の実践的倫理学の思考と区別して「応用倫理学」と呼ぶ）と、個別的な問題に内在して解を出そうとする第二の実践的倫理学としての狭義の実践的倫理学とを区別したい（以後、単に「実践的倫理学」と呼ぶ）。個々の倫理学者はこのうちいずれかにのみにしか関わりえないというわけではないが、問題に向かう態度として、この三つの倫理学的思考、すなわち理論的倫理学、応用倫理学、実践的倫理学を、区別して整理・検討したい。

第一のタイプの思考は、倫理的原理や原則の理論的構造や性格について、分析・整理しつつ評価するものである。

たとえば、義務論や功利主義などの一般的な倫理学理論の比較や精密化、あるいは倫理的言明の一般的性格を解明しようとするメタ倫理学的思考がこのタイプになるだろう。政治学や経済学においても、個別的な社会から抽象して理想的な政治制度や経済システムを構想するような類似の思考が存在する。このタイプの思考は、誰かがいつかその原理を実践に生かすとしても、さしあたりそれは付帯的な条件として議論から措くことができ、抽象的な原理こそ本質的問題であると見なしてもつばらこれについて論じるのである。

このような思考の発達は、倫理学が大学で研究、教育される一科目となった近代の学問体制によるところが大きいと思われる。すなわち、倫理学で理論的に研究され確立された一般原理が、政治学、法学や経済学などの分野で応用され、さらには政策や経営に応用的に生かされていくという、学問的分業の図式をベースとしている。あるいは、倫理の専門職である倫理学者の確立した一般原理が、教養として社会に知られることで、倫理学の素人である個々人がそれ自分の人生における個別的な状況において倫理的知を実践できるといような原理の研究→原理の適用という図式が想定されているのである。

こうした理論的倫理学を頂点とした分業的図式は、現在では種々の問題を抱かえているように見える。例えば、特にわが国ではその傾向が強いと思われるが、大学教員を中心とした倫理学者の議論が既存の倫理学的原理の整理と検討に集中することで、学問的な倫理学的思考の大部分がカントやミル、あるいはレヴィナスやウイトゲンシュタインら旧来の思想家の思考の文献学的解明に終始するようになってしまったということがある。倫理学的思考は、実際の問題の外部で、というよりもむしろ実際の個別的な問題とは切り離されて、概念的・文献的な次元で、閉鎖的に遂行されるようになってしまったのである。

もちろん、ある倫理的原理や思想の構造や含意を解明したり、異なる原理・思想との相違を明らかにしたりするこ

とは意味がある。ただ、それが専門的倫理学者によって、実際に直面している問題とは切り離された形で、たとえば文献学的問題を中心に議論されるなら、教養として倫理学を学ぼうとする者だけでなく、政治学者や経済学者、政策担当者らにとってさえ、倫理学における議論をトレースすることは困難になってしまっただろう。こうして、原理を志向する理論的倫理学は、それ単独ではその成果を実践に生かす道を自ら断ち、そもそも理論的倫理学の存在根拠であつたはずの分業そのものが成立しない状況に迷い込んでしまつたのである。

応用倫理学は、おそらくこのような反省から、あくまで分業モデルの上で、倫理学に実践性を回復しようとする試みであると言える。すなわち、理論倫理学においては、従来どおり一般的な倫理学原理に関する研究を続ける。ただしその研究は、その抽象性と文献学的煩瑣のゆえに実践家にはちんぷんかんぷんなので、応用倫理学者が仲介的にやってくる。理論倫理学の成果を実践家と協力しつつ実際の場面に応用する。たとえば、脳死に対して社会的にどう対処すべきかという問題について、伝統的な倫理学において議論されてきた功利主義や義務論などの議論を、生命倫理学者が現場の声を聞きつつ実践的狀況に適用して、実践家である医療従事者らに対して処方箋を与えるという具合である。このような原理→適用モデルをベースとして、伝統的な倫理学の研究に従事してきた倫理学者の一部が現場の知識を得ること、あるいは実践家の一部が伝統的な倫理学理論を学ぶことで、応用倫理学者となり実践的な倫理的思考を体現しうると考えられてきた。<sup>16</sup>

先に定義したいみでの応用倫理学は、一般的原理原則を利用して個別的問題に向かう思考である。理論的倫理学の、個別的問題を手がかりにして一般的原理原則を求めるといふ思考とは、逆の方向を向いている。だが、両者には、実際社会における個別的問題と、その外に個別的問題とは切り離して議論可能な一般的原理原則がある、という共通の理解がある。

だが、このようなアプローチで問題解決に当たろうとする場合、往々にして現場の実践家の反発を招くことになる。というのは、現場の者から見れば、まず問題の外側で、すなわち自分たちと目線を共有していない場所で立てられた原理原則を外側から、自分たちの「現場」である個別的問題に押し付けてくるように感じられるだろうから。まして、倫理学の原理原則といっても、必ずしも一つの体系をなしているのではなく、いくつかの重要な体系があり、さらに倫理学者の数だけマイナーなバージョンが存在するといった状況であるならば、倫理学者によるその問題への特定の原理原則の適用は、特定の思考の外側からの強制でしかないということにもなりかねない。

ソーシャル・キャピタル論には、これらのアプローチとは一線を描く一面が見出しうる。ソーシャル・キャピタル論は、確かに社会的文脈におけるある程度一般性をもつ特徴を抽出しようとする研究でもありうるが、少なくとも、どのような歴史や文化を持つ社会にでも適用可能な一般的な制度を抽出しようとするものではない。ソーシャル・キャピタル論は、パトナムの研究に典型的に見られるように、その土地固有の伝統の中で築かれてきた信頼関係やコミュニティの規範、ネットワークなど個別的なファクターを評価することで、その社会の制度やシステム運営上の問題を解決しようとする思考であるのだから。これは、制度やシステムなどの一般的な原理原則を立てた上でその適用条件や使用条件を探る思考であるとも見なされるが、他方、制度を個別的な社会文脈と切り離さずに捉え、個別的な文脈に身をおいて制度やシステムを採用や運営を評価しつつ、解決を模索する思考であるとも見なしうるだろう。前者を原理→適用の図式をベースとする応用的思考であるとする、後者の思考は外的な視点から問題を見るのではなく、問題の中から解を探ろうとする、問題内在的なアプローチであると言えるだろう。

こうして、ソーシャル・キャピタル論とパラレルに、応用倫理学とは区別される第二の実践的な倫理学的思考の道が考えられる。すなわち、一般的原理原則を問題の外側に立てそれを問題に適用・応用するのではなく、個別的な問

題に自ら直面する中で、原則と個別的状況を切り離さずに、その原理原則の利用やふるまいの次元をベースに、解決を模索する道である。これを、上述の原理を応用する応用倫理学とは区別し、内在的、個別的視点にこだわる狭義の実践的倫理学として理解したい。すなわち、問題に対して外側から接近し問題を取りさばく思考ではなく、問題の側から要請され問題解決の営みの中で倫理的解を探る実践的な倫理学的思考である。<sup>17</sup>

問題を当事者と共有し、そこから社会文脈と切り離さずに制度を考えていく思考が、まちづくりなどの分野におけるソーシャル・キャピタル論には見出される。もし実践的倫理学の思考が、伝統的な理論的倫理学の成果を現場に適用し問題を倫理的に取りさばくという応用的態度を取らずに、自ら個別的な問題に直面し、当事者とおなじ目線で共に問題を考えようとするならば、そのスタンスはこの種のソーシャル・キャピタル論と重なるのである。そしてこのスタンスこそは、単に原理を応用するのではなく、より個別的な対象に密着し実践的であろうとする倫理学的思考にとつて、ソーシャル・キャピタル論のアプローチから、最も多くを学ぶことのできる点であろう。

#### 四 機能的観点を超えて

ソーシャル・キャピタル論は、規範的・倫理的ファクターが本質的にかかわる問題に対して、内在的アプローチの一つの可能性を示した点で、実践的倫理学の思考に重要な手がかりを与えてくれている。だが、ソーシャル・キャピタル論は、本来倫理的「目的」であるはずの倫理的ファクターをいわば「手段」としてカウントすることで、これらのファクターの矮小化への道も開いてしまっている可能性もある。

民主主義的な諸制度は、本来それ自体で価値を持っているわけではない。それらの制度がその社会における人間ら



しい生を可能にすると考えられるという条件で、はじめてその価値が評価されるべきものである。またある市場システムが評価されるとしても、それは本来それ自体で評価されるべき理由をもってはいるわけではなく、たとえばそのシステムが社会に合理的でフェアな配分をもたらし、社会全体としての幸福を増大するとか、配分の問題において社会的正義をもたらすなど倫理的な理由づけがその奥に考えられるからでなければ、その評価は妥当なものとは言えない。

ソーシャル・キャピタル論は、信頼や規範などを、制度を機能させるためのファクターとして評価する。だが、信頼や規範などは、単に制度やシステムを機能させる「手段」であるだけではなく、制度やシステムを評価する理由となる「目的」でもあるはずだ。少なくとも実践的倫理学は、最終的には「善き生」を求める倫理学的思考である以上、単に制度のパフォーマンスを目的としてそこで止まるような思考ではあり得ない。したがって、ソーシャル・キャピタルとして把握された諸価値の目的的な側面についても考えないわけにはいかない。

信頼や規範、これに基づく参加や協力、あるいはそれを育む市民的伝統や文化は、倫理学的思考においてはそれ自体が社会的、倫理的目的として評価されるべきものである。たとえばH・アーレントは、公共的、政治的な空間に「活動と言論」のアクターとして存在することが、人間にとって単なる「手段」ではなく、「目的」として古代ギリシヤ以来の西洋における市民的生を価値づけてきたと論じる。アーレントにとって、活動と言論は市民的徳の本質であるともみなされるが、それは単に健全な政治や行政を機能させるためだけのものではなく、むしろそれ自身が人々や社会にとっての目的なのである。しかも、アーレントにとってそれは、より豊かな生を実現するために「できればあったほうがよい」という達成目標として構想されているのではなく、「それなしには人間が人間らしく生きられない」という、あたかも魚が水を欲するように人間として存在するために不可欠の条件として、希求されるものなのであ

る。

「活動する人間の能力、とくに協調して活動する能力が自己防衛や利益の追求のような目的に有益であることもたしかである。しかし、ここで問題になっているのは、ただ単に活動を目的のための手段として用いることにすぎない。(中略)。人びとは活動と言論において、自分がだれであるかを示し、そのユニークな人格的アイデンティティを積極的に明らかにし、こうして人間世界にその姿を現わす。<sup>18</sup>」

また近年、リベラリズムやリタリアニズムに対して、個人主義批判の観点から共同体主義が論陣を張っている。ソーシャル・キャピタル論と、共同体主義の親近性は両者のトクヴィルへの高い評価にも明らかである。ただ、共同体主義者は、共同性の評価に関して、ソーシャル・キャピタル論を超えた、より強い主張を支持しているのである。つまり、信頼や規範などの共同性によってその社会がうまく機能するというのみならず、共同体における協力や信頼といった相互承認の関係のなかではじめて、人はアイデンティティを形成し、人間の生は価値を持つことができるという論点である。共同体主義の代表的論者のひとりであるC・テイラーは、人間的生の「善さ」を損なうものとしてのひとびとの「断片化」・「個人主義」を、共同性や市民的義務の衰退に帰して憂いている。

「危険なのは実際に専制において行なわれるコントロールではなく、断片化 (fragmentation) —— 共通の目的を軽視してそれを実行する能力がひとびとからどんどん失われていくこと——なのです。断片化が起こるのは、ひとびとが自分のことをますますアトミズムの視点から考えるようになるとき、いいかえれば、共同の企てや忠誠〔心〕の面で仲間の市民に義務を負っているとは考えなくなつてゆくときです。<sup>19</sup>」

アレントの考える市民性と共同体主義者らの考えている共同性は必ずしも同じものではないし、共同体主義者らの主張といっても均一ではない。閉鎖性と寛容性、理性的規範と習慣的規範などの複雑に対立するファクターについて

て、どのようなバランスを評価していくかによって、参加や共同を重視する立場にもさまざまバリエーションが考えられるのである。ただ、社会における相互の信頼をベースとした参加や協力自体を、「善き生」という目的に関わるものとして大きくカウントするという点で、これらの立場は一致している。実践的倫理学は、「善き生」を求める倫理的思考のひとつとして、ソーシャル・キャピタル論が制度パフォーマンスやシステムの効率性と相関させて「手段」としてのみ評価した倫理的ファクターの「目的」としての側面を見逃すわけにはいかない。

ソーシャル・キャピタル論は、信頼や協力などのファクターをあくまで制度を機能させる要素としてカウントすることで、制度パフォーマンスと信頼や協力などのファクターに対して、それぞれについて計量化して相関関係を統計学的に説明するといったアプローチを提出した。パトナムの仕事が注目されたのは、単に「ソーシャル・キャピタル」というアイデア自体が斬新だったわけではなく、そのアイデアを、計量社会学的な手法で実証しつつ提出したことによるところが大きいだろう。

従来の倫理学が扱ってきた倫理的・規範的ファクターが、「ソーシャル・キャピタル」として実証的な社会諸科学の中で機能的観点から扱われることは、「善き生」といった倫理的目的とは論理的に別個に、これらのファクターについての限定的な議論が成立することを意味する。たとえば、制度や手続きが民主主義の理念とは切り離されて効率の面からのみ評価されたり、本来実現されるべきQOLのような側面をスキップして、GDPなどの計量的で可視的なファクターのみを参照して世論が形成されたり、経済政策が決定されるような目的を欠いた機械的思考への道が開ける。

実践的倫理学の立場から見るとき、信頼や規範といったものを、機能的な観点から制度を機能させる要素として評価すること自体について、特に問題があるわけではない。倫理的諸価値が何らかの仕方では社会において共有されるこ

とは、ともかく評価できることである。ただ、本来人間的な生に目的として本質的に関わるはずのものを、単に社会制度を機能させる手段としてのみ評価する観点に対して、批判的な思考を残しておくことは、昨今とくに重要であろう。ソーシャル・キャピタル論が社会的に大きな影響力を持つとき、倫理的諸価値の「目的」としての性格が、それをたんに計量化可能な「手段」としてのみ評価しようとする機能主義的な思考によって、機械的にフェードアウトされてしまう恐れがあるからである。

実践的倫理学は、ソーシャル・キャピタル論の有用性・実践性を評価し、進んでそのアプローチを受け入れてゆくだけでなく、その一面性についての批判を必ず伴うような、複眼的な思考でなければならぬだろう。

## 五 ソーシャル・キャピタル論と実践的倫理学

実践的倫理学は、ソーシャル・キャピタル論を伝統的な倫理学とは異なる思考の可能性を与えるものとして評価しつつも、批判的にその先を見なければならぬ。

ここで大きく分けて二つの道があると思われる。どちらの道も、ソーシャル・キャピタル論を批判的に評価し発展させようとする思考である。ただその上で、倫理的諸価値とされてきたファクターについて、計量化可能な側面に関わっていくか、計量化不可能な側面を強調していくのかという点で、二つの道は分岐するのである。

一つの枝は、倫理的諸価値の計量化可能性を認めて、手段としての倫理的ファクターだけでなく目的としての倫理的諸価値についても計量化可能な側面に注目する。そして制度パフォーマンスの向上によって、どの程度倫理的目的が達成されたかを評価していく道である。この道では、ソーシャル・キャピタル論と実践的倫理学は連携して、

現在のソーシヤル・キャピタル論と実践的倫理学の一面性を補完しあい、制度と倫理的ファクターとの相互に高めあうダイナミズムを解き明かしながら、計量的に評価していくという可能性が開けるだろう。例えば、功利主義的な社会幸福の指標化や指数化が、ソーシヤル・キャピタル論と総合されるようなケースが考えられるかもしれない。

もう一つの道は、倫理的諸価値やそれが社会に共有された状態について、その計量化不可能性を解明して、機能的観点からの計量化アプローチの限界を明らかにし、ソーシヤル・キャピタル論の適用範囲について批判的な観点から慎重に制限をかけていこうとする道である。こちらの道は、ソーシヤル・キャピタル論者や政策担当者ら「ソーシヤル・キャピタル」概念をできるだけ活用したいと考えている側からは、あまり歓迎されないアプローチとなるかもしれない。また、ある種の諸価値が計量化できないことを示すことは、何らかの基準を提案して、ある側面が計量化可能であることを示そうとする以上に、困難で理解されにくい作業であろう。

どちらの道も実践的な倫理学的思考としては意味のある道であろう。だが、第二の困難な道こそが、実践的な倫理学に対して第一義的に求められる不可避の課題であると思われる。第一の道については、社会科学、政策科学の観点においてもその必要性は理解されるゆえ、いわば放っておいてもその可能性は探求されてゆくだろう。しかし、第二の道は、機能的観点に立つ計量社会学的な観点からは本質的に出てくるはずのない思考のものである。なぜなら、計量化可能なファクターによって、計量化不可能な領域を論じることがおそらく原理的にできないだろうからである。したがって、この第二の道こそが、実践的倫理学の思考がまず第一義的に、受け持たねばならない選択肢である。実践的倫理学は三節で論じたような複眼的思考によって、ソーシヤル・キャピタル論と軌を一にしつつも、計量化不可能な倫理的諸価値の計量化不可能性を解明し、議論の限界と適用範囲について注意を喚起しつつづけなければならぬ。

ただし、従来の倫理学のように一般的な原理や人間本性についての議論から、ソーシャル・キャピタル論について大上段に批判するのは実践的倫理学のスタンスではないだろう。二節―三節で論じたように、あくまで個別的問題のなかで、ソーシャル・キャピタル研究者や問題の当事者とおなじ内在的場所に立ちつつ、複眼的で批判的な視点によって、「善き生」をめざして自らの解を提示しようとするのである。それは、一般的な原理に優先的に頼るというアプローチを断たれている点で確かに困難な道ではあるが、原理原則を志向する理論的倫理学とは袂を分かち、またそこから借りてきた原理をトップ・ダウン式に個別的状况に応用しようとする応用的倫理学でもない、問題に密着したスタンスに立つ独自の実践的な倫理学的思考であると言えるだろう。

## 注

- 1 R・パトナム[1993]、河田潤一訳『哲学する民主主義』NTT出版、二〇〇一年 (R.Putnam, *Making Democracy Work*, Princeton U.P., 1993)、三頁。
- 2 R・パトナム[1993]、二二八頁。
- 3 経済的影響については、大守隆「ソーシャル・キャピタルの経済的影響」、OECDや世界銀行での取り組みについては、宮川公男「ソーシャル・キャピタル論」参照。共に、宮川公男・大守隆編『ソーシャル・キャピタル』東洋経済新報社、二〇〇四年収録。前者については九二―一〇頁、後者については三四―三八頁。
- 4 浜松市「市制モニター制度」。二〇〇七年九月より開始。「浜松市では、市民協働によるまちづくりを進めるため、市政モニターによるワークショップを開催し、市の取り組みを市民の視点で評価します。」[http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/admin/totalplan/totalplan\\_index.htm](http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/admin/totalplan/totalplan_index.htm) (二〇〇七年十月六日現在)

- 5 ソーシャル・キャピタルをベースとした市民参加型の社会づくりの種々のとりくみについては、吉田民雄『新しい公共空間のデザイン—NPO・企業・大学・地方政府のパートナーシップの構築』東海大学出版会、二〇〇六年参照。
- 6 R・パトナム[1993]、二〇六—二〇七頁。
- 7 R・パトナム[2001]、柴内康文訳『孤独なボウリング』、柏書房、二〇〇六年 (R.Putnam, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Touchstone Books, 2001) 一四頁。
- 8 「ソーシャル・キャピタル」の種々の定義については、宮川、前掲論文、一九—二三頁を参照。
- 9 トクヴィル、プラトン、マキャベリ、ヒュームへの言及については、それぞれ順にパトナム[1993]、一四頁、一四頁、一〇三頁、二〇〇—二〇二頁参照。
- 10 同時に、社会的承認や公正を求める、運動的、非計量的な実践的社会学の流れがあったことは見逃せない。本稿では、このような社会諸科学の営みを過小評価するつもりはないが、ソーシャル・キャピタル論が主たる標的と見なし、政策決定や経営実践において大きな力をふるっている政策科学的性格の強い社会科学の思考を、本稿の目的に則して取り上げることとする。
- 11 パトナム[1993]、一三—一四頁。
- 12 パトナム[1993]、二〇—二一頁。
- 13 山崎孝治「ソーシャル・キャピタルへの経済的アプローチ」宮川・大守、前掲書収録、一九二—一九六頁。
- 14 宮川公男、前掲論文、二四頁。
- 15 A・トクヴィル、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー（第一巻上下）』岩波書店、二〇〇五年。(A.Tocqueville, *De la Démocratie en Amérique*, Michel Levy, 1835.)
- 16 こうした図式はすでにある程度批判されている。アメリカのコンピュータ倫理学者のD・ジョンソンは、コンピュータ倫理学の仕事について、単に伝統的な倫理規範をコンピュータの生み出した新しい社会状況に適用するだけであるという、伝統主義的説明（上記のいみでの応用倫理学）を「コンピュータ倫理学の仕事を過度に単純化している」と、既成の原理↓新しい状況

への適用という図式を批判する（D・ジョンソン、水谷・江口訳『コンピュータ倫理学』オーム社、二〇〇二年）。ただ、ジョンソンの指摘は、コンピュータ技術の進歩によって、従来の倫理学原理では対応しきれない「新種の倫理問題」が生み出される可能性があるというもので、原理↓適用という基本的な図式そのものへの本質的な批判とはなっていない。

17 問題に則した思考のあり方を求めるという意識は、問題とは別個に「方法」を立ててその方法によって個々の問題を取りさばこうとする従来の哲学的思考に対する鷺田清一（『思考のエシックス―反・方法主義論』ナカニシヤ出版、二〇〇七年）の批判的議論から、間接的にはあるが強く影響を受けたものである。本稿の立場は鷺田の臨床哲学を必ずしも支持するものではないが、本稿の課題は鷺田らの求めている「臨床哲学」の備えるべき一つの特徴を、ソーシャル・キャピタル論を手がかりに模索することであると言えるだろう。

18 H・アーレント、志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房、一九九四年（H. Arendt, *The Human Condition*, Chicago U.P., 1958）二九一頁。

19 C・テイラー、田中智彦訳『ほんもの』という倫理』産業図書、二〇〇四年（C. Taylor, *The Ethics of Authenticity*, Harvard U.P., 1992）一五三頁。

\*パトナムの翻訳文献については、著者名「原著出版年」を示した。

（よしだ ひろし 静岡大学）